

医療事故事例から学ぶ建設系大学生の技術者倫理

—— C型肝炎発症を事前に防ぐための内部通報制度について ——

鹿島建設(株) 正会員 ○芝山 正登

1. はじめに

私が担当する大学の建設系学科では、1・2年生を中心に「工学倫理」と題して技術者倫理教育を課しており、技術者の卵として技術者の「倫理観の醸成」を教育目標としている。

高校までの一般的な社会道徳や学問としての「倫理学」等の基礎的な知識、素養を前提として、今後、技術者としての倫理観を醸成するために必要な専門分野の「基礎的技術」、「倫理に関する知識」で「倫理観醸成」の教育を行っている。

昨年は、レポートとして課した土木遺産から学ぶ建設技術者の倫理の教育的効果について発表を行ったが、本年は、医療分野を題材としたレポートによる教育的効果について発表するものである。

2. 学生の興味

講義を通して学生達の多くは、倫理を起因とした社会問題の解決手段として、「内部通報制度」(=内部告発)に興味を持っており、たまたま、当時、「C型肝炎ウイルス」に関する「不作為」を原因とする社会問題がクローズアップされた時期でもあった。

そこで、学生達に仮定として「自分が厚生労働省の技術系役人や製薬会社の技術系経営層、担当社員」であった場合、この問題に気がついた時点で、事前に掲げた「内部通報制度」に関する16の要点(後述)を考慮しながら、自分であればどのような要点で対処ができると思うかをレポートしてもらった。

教育的な狙いは、医療分野の事例を通して公益、安全・安心とは何か、自分の技術者としての役割は何かを認識しながらも「内部通報制度」について自分自身どこまで考えた行動がとれるのかを問い、技術者の職業倫理を意識し、醸成してもらうためのもので、16の要点の選択肢に良し悪し、正解はない。

3. 課題の内容

提出レポートの課題は以下の通り。

・選択した「内部告発」の要点番号
(次ページ以降「内部告発」の要点記載)

・C型肝炎ウイルス問題の概要把握
・問題に関して詳細の調査・分析
・技術者倫理の観点でこの問題の論点及び評価
・「内部告発」を通じた倫理的姿勢・行為等はどうするのか

・総論(まとめ)・・・このレポートを作成してまでの感想など

4. 現状把握における学生の反応

(1) 現状の把握

大きな社会問題としてニュースとなっていたことから、この医療問題を知らない学生はいなかったが、何が問題なのかわからず聞き流し、他人事として受けとめていた学生がほとんどであった。

どのような社会問題なのかを調べていく内に、どんどん興味を抱いて、詳細に医療の専門的見地にまで踏み込む事例が多かった。

(2) 不作為という行為

国の役人が「理論的武装が必要だ。患者の不利益について止むを得ないことを述べている文献を探せ。また、現在の学問レベルでは原因究明、予知は無理という文献はないか」と指示した事実がある。

専門家であれば、十分に予知できるはずであるにも拘わらず、「不作為」にしたことに対して多くの学生は疑問を持ち、被害の拡大に繋がったと理解した。

しかし、いざ、自分ならばどんな対処をするのかという場面において、「内部告発」があることを大前提としたこのレポートでは、考え方が分かれ始めている。

(3) 専門家としての誇り、責任感、使命感

被害を受けた国民が現実に存在するにもかかわらず、薬の効果、つまり副作用について専門的な話をして、その責任逃れの説明として専門能力を発揮する姿から、技術者としての誇り、責任感、使命感が見えてこず、このことで返って学生達は技術者の国民に対する「公衆の安全・安心」の確保の重要性を知ることになった。

キーワード 倫理観の醸成、内部通報制度、職業倫理、公衆の安全・安心、不作為、専門家の誇り

企業進出 【連絡先】〒989-8621 宮城県仙台市青葉区二日町1-2-7 鹿島建設(株) TEL 022-261-7547

5. 学生の判断

(1) 「内部告発」に関する 16 の要点

学生の現状把握では、それまで培ってきた正義感で判断する傾向はあるものの、それだけでは解決できない難しい内部告発をどうするかについて下記 16 の要点の中から選択させ、分析を行った。

尚、この 16 の要点は、事前に行った学生の意見を元にとりまとめたものである。

- 1) 企業側は隠さず公開すべきだ
- 2) 勇気を持った告発については、自分は多分、出来ないかあるいは微妙なところだ
- 3) 将来、立場が変わるかもしれないので、その時、告発できるかどうか分からない
- 4) 公益通報者保護法があっても、告発する側のリスクは大きいと思う
- 5) 現時点では自分は告発できないが、公益通報者保護法の利便性、安全性を高めるべきだ
- 6) 公益通報者にちょっと有利な制度があってもよい
- 7) 告発要件に該当しない場合、法的に保護されないのは、腑に落ちない
- 8) 告発の判断は難しいが「行って当然の行為」だ
- 9) 勇気を持って告発することは基本的なことで、実際どう考え判断すれば良いのだろうか？
- 10) 公衆の安全確保のために、会社の不正を告発することは大切だ
- 11) 通報者は保護されているのだから告発すべき
- 12) 告発で企業経営が傾くので、告発者は冷遇されるのではない
- 13) 公益通報者が裏切り者扱いされるのは納得いかない
- 14) 不正が明らかになると、信用低下、多くのリスクが発生するので、熟慮すべきだ
- 15) 告発された組織は後戻りできなくなるので、保護や再生できる法令が必要だ
- 16) 告発するのではなく、事前に不祥事を起こさせない体制づくりに努力する必要がある

(2) 公益通報者保護法に対する考え方の分析

分析では、各要点の件数に応じた円グラフによって、学生の内部告発に対する全体像を把握することにした。

「図-1: 公益通報者保護法の考え方」の分類では、上記番号を採用している。

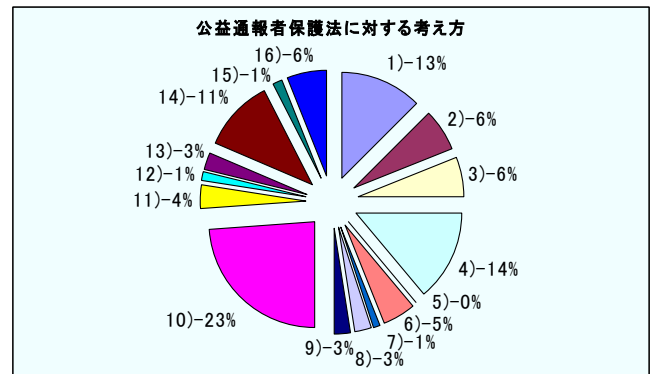


図-1: 公益通報者保護法の考え方

以上の分析結果から学生は、個々人の技術者倫理に対する理解に応じた反応を示し、

- | | | |
|------------|--------------|-----|
| 1) 公開すべきだ | 10) することは大切だ | 36% |
| 4) リスクは大きい | 14) 熟慮すべきだ | 25% |
| その他小数 | | 39% |

と大きく分かれたが、それぞれの要点に応じた自分なりの技術者倫理のあり方を展開していた。

「内部通報制度」には客観性等の問題点があり、改善の余地があるものの、制度の整備だけでは対処できない人間の感情・内面も作用していることから、否定するのではなく、新たな解決策を模索するなど一筋縄で解決できるものではないと理解していた。

しかし、今回の医療分野のレポートで技術者倫理のあり方やその立場からの内部告発について考えたことが、学生の「倫理観の醸成」に大きな刺激を与えるものとなった。

6. おわりに

「感想」において建設技術者を目指す学生達は、技術によって「公衆の安全・安心」を国民に提供することで、国民の生命・財産を守り経済に資することの大切さを感じ取り、将来の責任の重さを感じ始め、現在学びつつある「技術者倫理」の重要性を認識し始めていた。

幾人かの学生の感想が印象に残ったので、最後にその概要を紹介したい。

「自分は、内部通報制度があっても恐らく告発はできないと思う。」

「自分の保身や心の弱さだけではなく、現状の法制度が十分に機能しているとは言えず、告発の正当性の基準、社会の価値観の確立が必要だ。」

「むしろ、公衆の安全・安心のための行為と社会全体の意識の確立に繋がられる技術者になりたい。」